

部 会 報 告

(社)日本建設機械化協会規格 JCMAS 意見受付公告

標準部会

当協会機械部会情報化機器技術委員会が建設無人化施工協会と協力して原案作成のJCMAS G 008 災害時建設機械用遠隔操縦装置使用周波数調査票(案)及び同コンクリート機械技術委員会で原案作成のJCMAS T 009 コンクリートポンプ-性能試験方法(案)が、標準部会国内標準委員会の審議を経て、(財)日本規格協会発行の「標準化と品質管理」誌2011年2月号において、「意見受付公告」に付されました。

JCMAS G 008は、建設機械用遠隔操縦装置及び併用する画像伝送装置などにおいて無線通信を利用する場合の周波数帯や通信方式を明確にするために用いる災害時建設機械用遠隔操縦装置使用周波数調査票について規定するもので、災害復旧現場において、複数の遠隔操縦式建設機械などを使用し、その遠隔操縦装置同士の無線通信の場合の混信を防ぐために用いる調査票に適用するものです。

また、JCMAS T 009は、コンクリートの圧送計画を立てる上で必要なピストン式コンクリートポンプの圧送性能について、その標準的な試験方法を規定するもので、車載式、トレーラ式及び定置式のコンクリートポンプに適用するものです。

同誌では、これらのJCMAS案について、規格番号、規格名称、規格の要旨・目的・規定項目意見受付公告開始日(1月15日)、同終了日3月15日、連絡先(当協会)などを和文及び英文で紹介されております。

また、これらのJCMAS案は、当協会の図書担当にお申し込みいただければ、コピー費用及び送料をいただいで配付させていただくとともに、協会ホームページで閲覧できるようにさせていただいております。

なお、「意見受付公告」とは、WTO(世界貿易機関)

/TBT(貿易の技術的障害に関する協定)の「第四条任意規格の立案、制定及び適用」において、「4.1 加盟国は、…自国の領域内の地方政府標準化機関及び非政府標準化機関(当協会などが該当)並びに…が適正実施規準を受け入れかつ遵守することを確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。…4.2 適正実施規準を受け入れかつ遵守している標準化機関は、この協定の原則に従っているものと加盟国により認められる。」とされ、「附属書三 任意規格の立案、制定及び適用のための適正実施規準」の「実体規定」の「L 標準化機関は、任意規格(JIS及びJCMASなどが該当)を制定する前に、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者が任意規格案についての意見を提出するために少なくとも六十日の期間を置く。ただし、この期間は、安全上、健康上又は環境上の緊急の問題が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、短縮することができる。標準化機関は、意見の提出期間が開始されるまでに、Jに規定する出版物(「標準化と品質管理」誌などが該当)に意見の提出期間を公告する。…M 標準化機関は、世界貿易機関の加盟国の領域内の利害関係を有する者の要請に応じ、意見を求めるために提示した任意規格案の写しを速やかに提供し又は提供の便宜を図る。この役務の提供のために課する手数料は、送付に係る実費を除くほか、国内及び外国の者について同一の手数料とする。…」などと規定されていることに基づくもので、JIS及びJCMASなどの任意規格の制定手続きをWTO/TBT協定に沿って実施するためのものです。

(標準部会 事務局記)

JCMA